

## 島根県選手強化対策委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、島根県競技力向上対策本部規約第12条の規程に基づき、選手強化対策委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営に必要な事項を定める。

（業務）

第2条 委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について、審議・検討する。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 役員は、本部長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。

(1) 競技力向上に関する機関及び団体の者

(2) 前号に掲げる者のほか本部長が特に必要と認める者

（任期）

第5条 委員及び役員（以下「委員等」という）の任期は、本会の目的が達成された日までとする。ただし、委員等が就任時の所属機関及び団体等の役職を離れた場合、又は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職務を解き、必要に応じて補充することができる。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長又は委員長が指名した者が議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外に専門的知識を有する者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が部長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和3年2月3日から施行する。

島根県選手強化対策委員会 委員

(委員長：1名、副委員長：2名、委員：18名 計：21名)

【委員長：1名】敬称略

区 分	所属機関・団体役職名	氏 名
県関係	公益財団法人島根県体育協会専務理事	安 井 克 久

【副委員長：2名】敬称略、順不同

区 分	所属機関・団体役職名	氏 名
学識経験者	島根大学教授	境 英 俊
県関係	島根県環境生活部スポーツ振興監	佐 藤 正 範

【委員：18名】敬称略、順不同

区 分	所属機関・団体役職名	氏 名
県関係	島根県環境生活部スポーツ振興課長	渡 部 浩 二
	島根県教育庁保健体育課長	小 村 淳 二
スポーツ医科学	スポーツドクター	門 脇 俊
	島根県アスレチックトレーナー協議会会長	川 本 晃 平
学校関係	島根県中学校体育連盟理事長	柏 木 裕 至
	島根県高等学校体育連盟理事長	山 中 清 恵
	島根県立松江北高等学校陸上部顧問	清 水 禎 宏
	島根県立島根中央高等学校カヌー部顧問	堀 田 育 子
	石見智翠館高等学校ラグビー部顧問	安 藤 哲 治
競技団体	島根県ホッケー協会理事長	杉 原 治
	島根県卓球協会会長	石 田 和 也
	島根県フェンシング協会理事長	木 村 和 彦
	島根県ライフル射撃協会会長	高 橋 日出男
	島根県剣道連盟理事長	高 木 弘 伸
スポーツ関係	山陰合同銀行バドミントン部監督	田 部 実智代
	松江レスリング協会理事長	高 村 行 雄
	オリンピック（水泳）	坂 本 弘
学識経験者	島根大学准教授	原 丈 貴